

第4回 宮崎市児童相談所の あり方検討委員会

令和6年2月16日
宮崎市

目次

- 01** これまでのまとめ
 - ・ 連携機能
 - ・ 社会的養護
 - ・ 一時保護所の体制

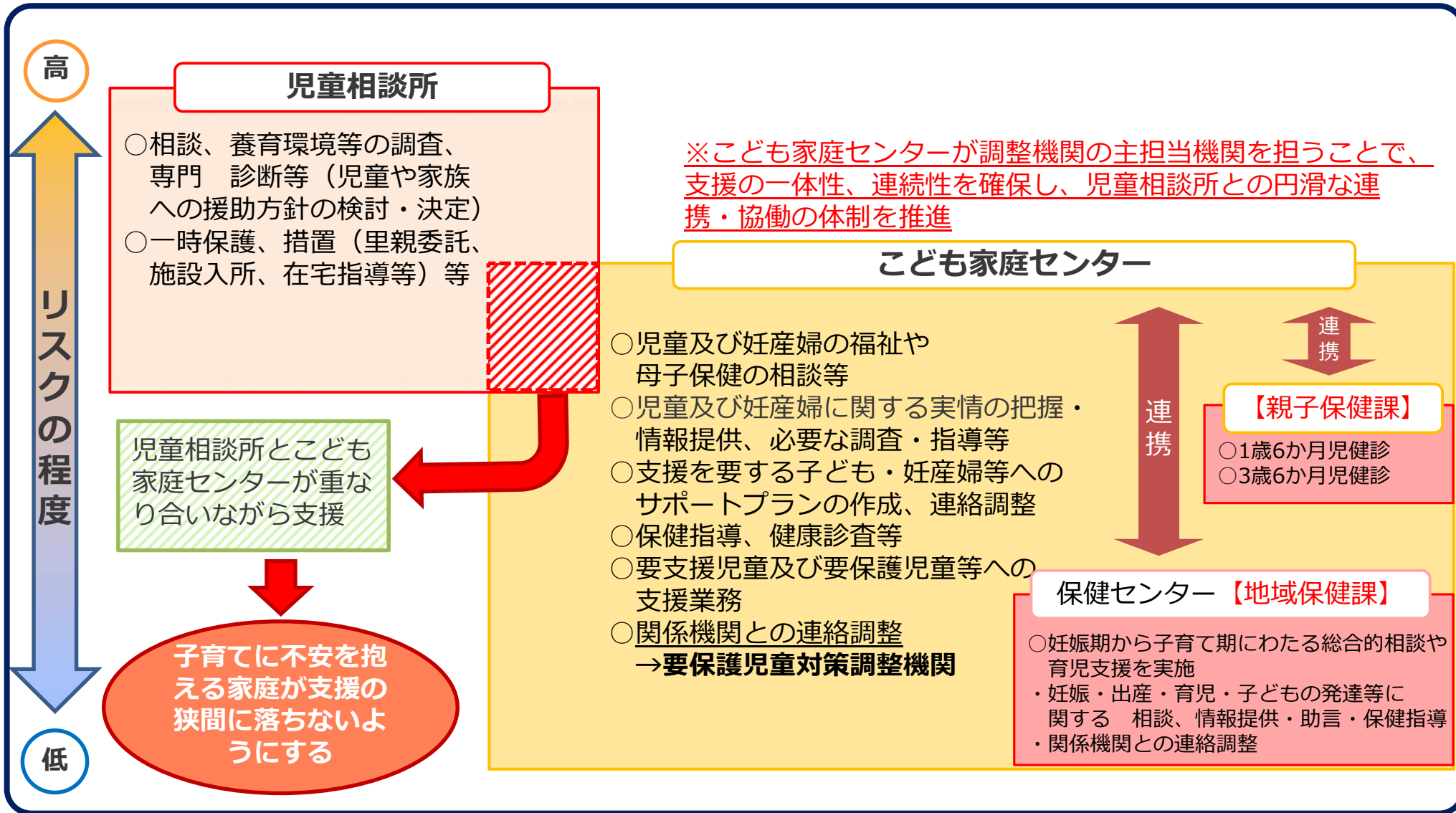
- 02** 児童相談所の設置場所
及び周辺環境の考え方

01

これまでのまとめ

- ・ **連携機能**
- ・ 社会的養護
- ・ 一時保護所の体制

児童相談所とこども家庭センターの連携（イメージ図）



こども家庭センターにおける支援制度

①主な母子保健事業

妊娠期

親子健康手帳交付事業

つぐみセット(妊婦健診等助成券・乳幼児健診受診票・予防接種予診票)を交付。

妊婦健康診査事業
初回産科受診料支援事業
多胎妊婦健康診査支援事業

- ・ 妊娠中の健康状態を確認する健康診査を県内の医療機関及び助産所において実施し、費用の全額又は一部を助成。
- ・ 住民税非課税世帯等に該当する妊婦に対して、初回産科受診料の補助を行うとともに、伴走型の相談支援を実施。
- ・ 多胎妊婦に対し、14回の妊婦健診を超えて受診した際の健診費用(上限5回)を助成。

産前・産後サポート事業
(ママ's サロン)

母子保健コーディネーターによる妊娠期からの支援として、身近に相談する相手がいない妊産婦の不安軽減や孤立感の解消を目的に、育児相談や参加者同士の交流を図る。

母子保健相談支援事業

妊娠届等の機会を利用して支援が必要な妊産婦に対して妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施。

こども家庭センターにおける支援制度

①主な母子保健事業

妊娠期・乳幼児期

妊産婦・新生児訪問事業

妊産婦・新生児・乳児の健康や育児に関する情報提供、育児不安の軽減等を目的として、母子訪問指導員や母子保健コーディネーター、地区担当保健師が、家庭訪問による保健指導等を実施。

出産・子育て応援事業

妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援を行い、併せて、経済的支援を実施。

多胎妊産婦等家事育児サポート事業

多胎妊産婦等に対して子育ての負担を軽減するため、サポーターを家庭に派遣し家事援助や育児支援を実施。

母子保健・地域子育て情報配信事業

妊娠・出産・育児において必要な知識を提供し、新たな生活様式に対応した育児環境を整備するため、妊娠届出をした者及び子育てをしている者を対象に、地域の子育て情報を配信するアプリを活用した情報発信を行う。

こども家庭センターにおける支援制度

①主な母子保健事業

乳
幼
児
期

こんにちは赤ちゃん事業
(乳児家庭全戸訪問事業)

生後2～3 か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を提供することで、乳児家庭が育児不安等で孤立しないよう支援します。

新生児聴覚検査事業

新生児の聴覚障がいの早期発見・早期療育を行い、健やかな子育てを推進するため、各医療機関において聴覚検査を実施し、費用の一部を助成。

産婦健康診査事業

産後うつ予防と育児不安の軽減、虐待の早期発見・未然防止のため、おおむね産後2 週間と産後1 か月の産婦に対し健康診査を実施し、産後ケア等の必要な支援を行う。

産後ケア事業

産後の母親に対して、助産師等による心身ケアを提供する。
(ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型)

乳幼児健康診査事業

乳幼児健康診査を医療機関において3 回実施。
(3～4 か月児、7～8 か月児、1 歳児)

こども家庭センターにおける支援制度

①主な母子保健事業

乳
幼
児
期

幼児集団健康診査事業

幼児期における心身障がいの早期発見・早期支援、むし歯予防等のため、1歳6か月児及び3歳6か月児を対象とした集団健康診査を実施。なお、1歳6か月児健康診査の小児科診察のみ医療機関において実施します。

乳幼児発達相談事業

心身の発育発達に不安等がみられる乳幼児の保護者に対して、専門職による相談指導を実施し、保護者の精神的負担を軽減し、個々にあわせた支援を行う。

- ・発達相談「すこやかひろば」
- ・健診事後教室「ちびっこランド」

総合発達支援センター (診療部・通所部・地域生活支援部)

障がいの早期発見・早期療育及び在宅障がい児(者)の支援を行うため、指定管理者制度を活用し、医療ケアや相談部門を含む総合療育拠点である総合発達支援センターを運営。

離乳食教室事業

乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の大切さや進め方などについて、正しい知識・技術を身に付けてもらうため、管理栄養士等による離乳食教室を開催。

こども家庭センターにおける支援制度

②主な児童福祉事業

乳幼児期から学齢期

養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施。

安全確認訪問事業

様々なリスクを抱える要保護児童世帯に対して、継続的に訪問支援を行う。

子育て短期支援事業

子ども及びその家庭の福祉の向上を図るため、保護者の疾病や出産などにより、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童福祉施設等において一定期間養育する。

- ・対象年齢 生後3 か月から18 歳未満
- ・利用期間 原則7 日間以内(半期ごと)

こども家庭センターにおける支援制度

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

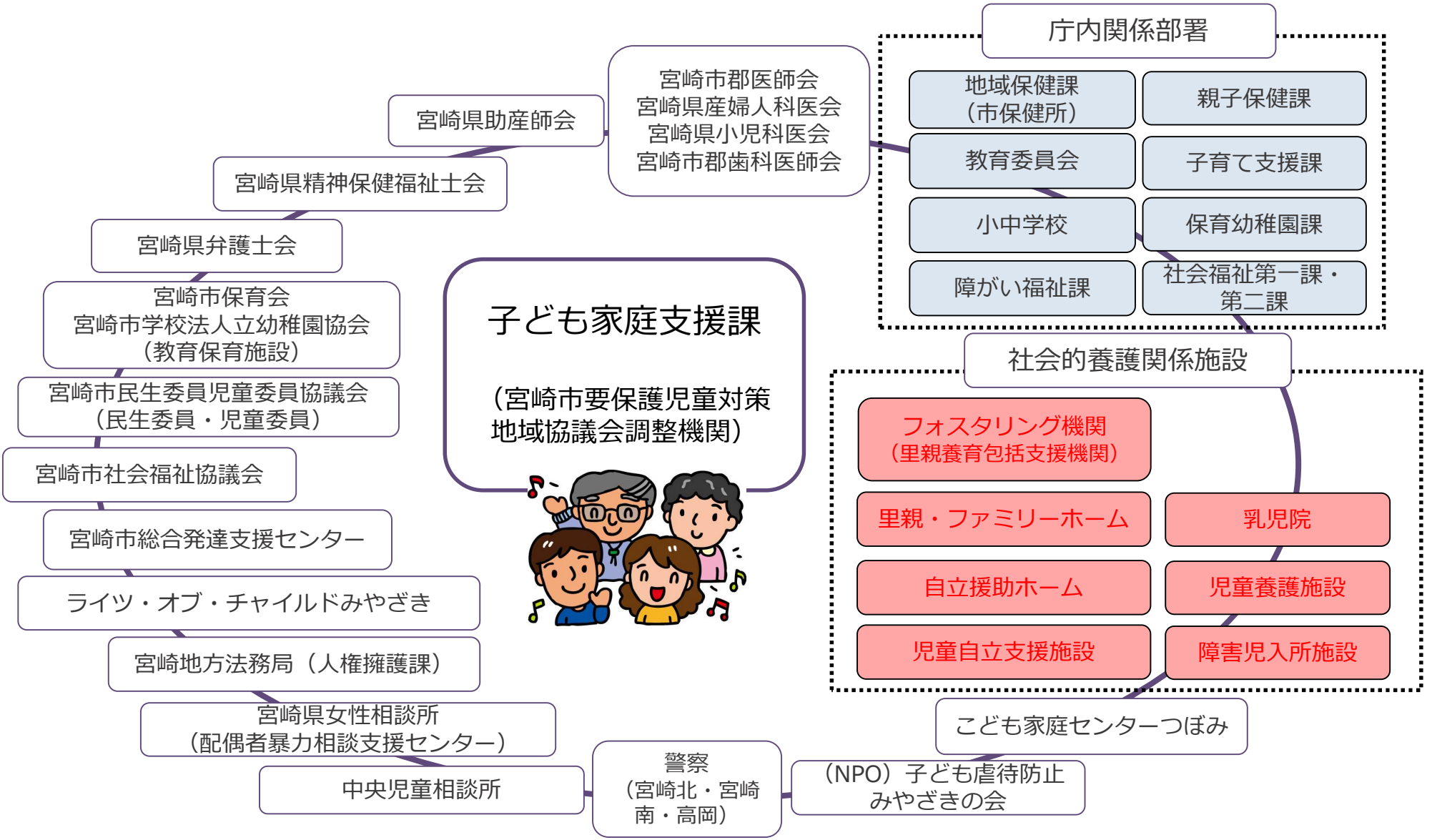
- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

今後検討が必要な事項

新設

拡充

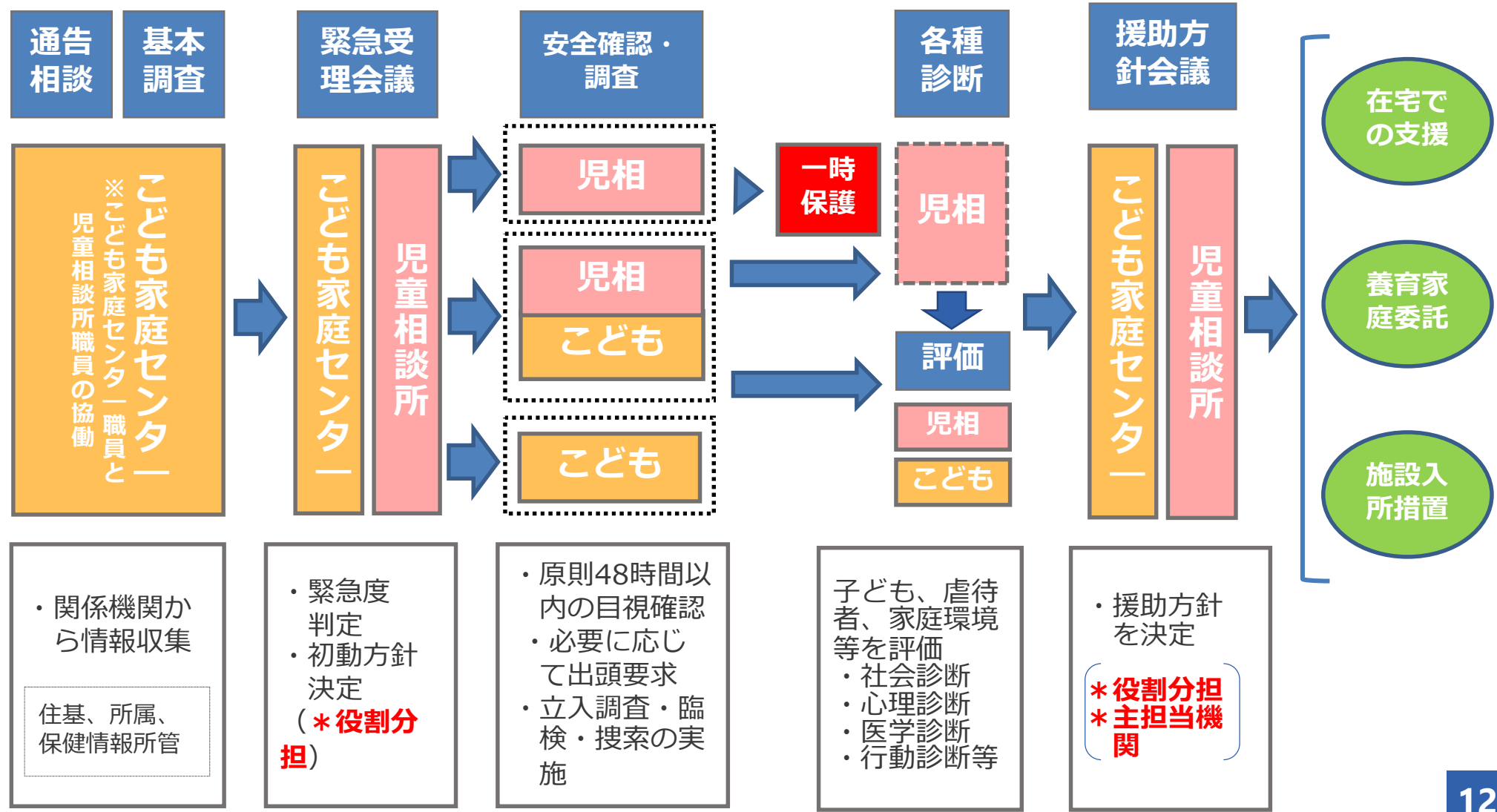
要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携（イメージ図）



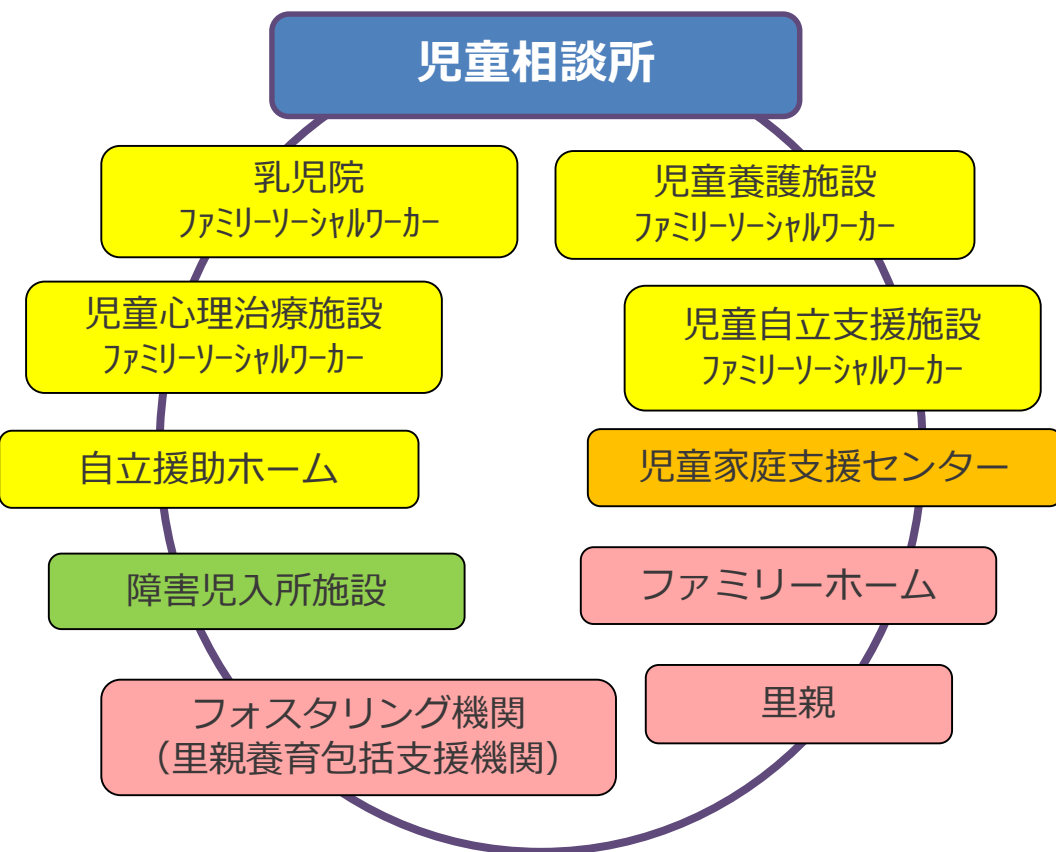
※赤字：現在、要保護児童対策地域協議会構成機関ではない。→今後検討予定

児童相談所とこども家庭センターの虐待対応に係る役割分担（イメージ図）

児童相談所とこども家庭センターは、危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等について役割分担を行いながら実施する。



児童相談所と社会的養護関係施設との連携（イメージ図）



設置前

*施設支援関係

- ・定期的に情報共有・意見交換を行う仕組みづくり

*里親等支援

- ・里親等に関する広報活動
- ・ショートステイ里親の実施に向けた検討
- ・里親等を支援する仕組みづくり

*児童養護施設等退所者のアフターケア支援

- ・家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）との連携体制の構築

設置後

*施設支援関係

- ・情報共有・意見交換の実施（定期的）

*里親等支援

- ・情報共有・意見交換の実施（定期的）
- ・里親等に関する広報活動
- ・ショートステイ里親の活用
- ・フォスティング機関の育成

*児童養護施設等退所者のアフターケア支援

- ・情報共有・意見交換の実施（定期的）
- ・児童自立生活援助の実施

01

これまでのまとめ

- ・ 連携機能
- ・ **社会的養護**
- ・ 一時保護所の体制

社会的養護

社会的養育経験者の自立支援

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

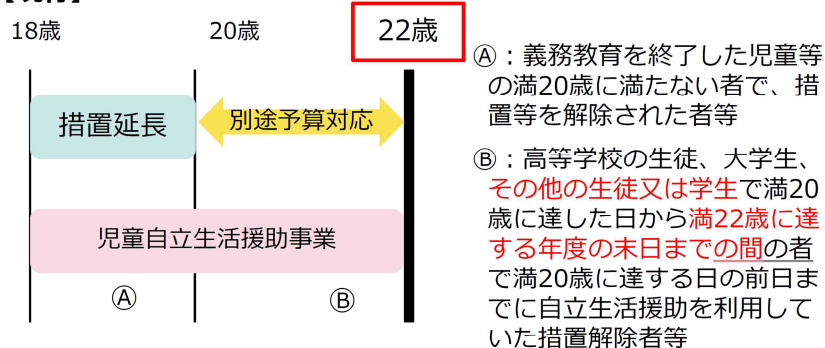
※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

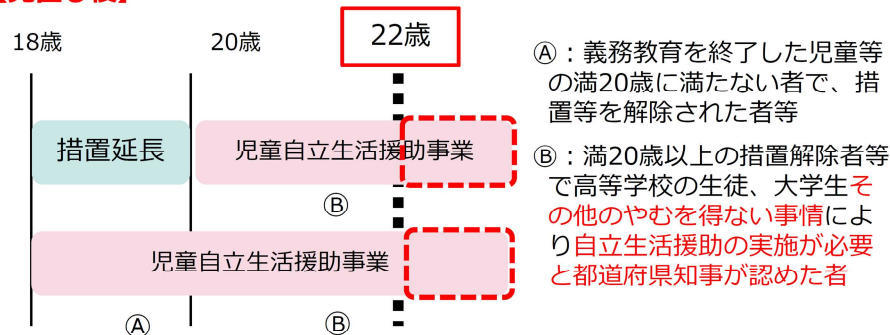
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

01

これまでのまとめ

- ・ 連携機能
- ・ 社会的養護
- ・ **一時保護所の体制**

一時保護所の体制①

一時保護所の運営体制（職員配置）は、これまでは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を準用。令和6年4月からは、「一時保護施設及び運営に関する基準」が新設。

年齢	一時保護施設の設備及び運営に関する基準案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
満2歳に満たない幼児	1.6人につき1人以上	1.6人につき1人以上
満2歳以上満3歳に満たない幼児	2人につき1人以上	2人につき1人以上
満3歳以上の幼児	3人につき1人以上 増	4人につき1人以上
少年	3人につき1人以上 増	5.5人につき1人以上
その他		児童45人以下を入所させる施設は、更に1人以上を加える

「一時保護施設及び運営に関する基準」では、夜間の職員配置についても規定

- ① 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
- ② 一時保護施設（①に規定するものを除く。）には、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に配置される職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- ③ 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における児童福祉法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、①及び②に掲げる職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

一時保護所の体制②

一時保護所の職員配置を考えるため、次の考えに基づき想定した。

【勤務時間】※2交代制で計算

日中の勤務時間を8:55～17:40（7h45m：1回分の勤務時間）

夜間の勤務時間を17:10～9:50（15h30m：2回分の勤務時間）

【日中必要な職員数】

幼児については1.6人につき1人、男児及び女児については3人につき1人で計算
(幼児) ÷ 1.6人 + (男児 + 女児) ÷ 3人

【1日に必要な延べ職員数】

日中勤務の職員数 + 夜間勤務の職員数（3人）× 2

【1年に必要な延べ職員数】

(必要な職員数) × 365日

【職員1人当たりの年間勤務日数】

365日から土・日・祝日を除く

365日 - (52週 × 2日休, 16祝日, 年末年始5日, 年休20日, 夏期休暇5日, 研修4日) = 211日

【必要な職員数】

(1年に必要な延べ職員数) ÷ (職員1人当たりの年間勤務日数)

一時保護所の体制③

定員	必要な職員数	必要な部屋数
18人	25人	幼児4人、児童14人（男児7人、女児7人） ユニット3つ（6人、6人、4人） 1人用個室2つ※感染症等への対応のため ※複数児童での利用可能な部屋を男女にそれぞれ1部屋
16人	23人	幼児4人、児童12人（男児6人、女児6人） ユニット3つ（6人、6人、4人） ※感染症等への対応は、静養室等を活用 ※複数児童での利用可能な部屋を男女にそれぞれ1部屋
15人	23人	幼児4人、児童11人（男児、女児のどちらかが6人） ユニット3つ（6人、5人、4人） 1人用個室1つ※感染症等への対応のため ※複数児童での利用可能な部屋を男女にそれぞれ1部屋
12人	21人	幼児4人、児童8人（男児4人、女児4人） ユニット3つ（4人、4人、4人） ※感染症等への対応は、静養室等を活用 ※複数児童での利用可能な部屋を男女にそれぞれ1部屋

02

児童相談所の設置場所 及び周辺環境の考え方

児童相談所の設置場所①

● 法令上の要件

- ✓ 児童福祉法（第12条第2項 令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県（児童相談所設置市）が定めるものとする。

- ✓ 児童福祉法施行令（第1条の3 令和5年4月1日施行）

第1号 児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

第3号 管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

● その他の要件

- ✓ 利用者が来所しやすい場所であること
- ✓ 施設内の見下ろしを配慮し、高い建物が周囲に少ない敷地であること
- ✓ 建物だけでなく、駐車場や所庭などの屋外施設も余裕をもって配置ができる敷地であること。
- ✓ 屋外には、運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの遊び場があること

（出典 「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」 報告書）

児童相談所の設置場所②

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要【抜粋】

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

地方公共団体への提言

1 虐待の発生予防及び早期発見

① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

- ・妊婦の状況に合わせた伴走型の支援の実施
- ・インターネットやSNS等の現代に合わせたツールを駆使した多角的な情報発信
- ・多くの選択肢を提示し、妊婦本人とその家族が自ら選択し、意思決定できる支援
- ・公的機関や医療機関のみでなく民間団体等との連携の検討
- ・アウトリーチ型の支援等の展開

② 乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

- ・未受診や保護者の拒否があり、複数回のアプローチを実施してもこどもと直接会えないときには、市区町村虐待対応担当部署との連携を行い、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報を共有

③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

- ・養育上の価値観や問題意識の希薄化など問題が発生する構造的問題が解決されていない限り、きょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮

④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

- ・障害福祉や母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携のもと本人の意思を尊重できるような情報提供や支援

⑤ こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応

- ・支援・介入のための適切なリスク判断を行うためにこどもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要
- ・交際相手等が加害者となっている場合、保護者としての養育の実態が不明であると実親など保護者によるネグレクト事例とされることがある。交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い適切なリスク評価を行うほか、調査に応じない場合はリスク評価を引き上げるなど、関係機関が密に連携し、状況に応じた慎重な判断及び適切な支援方針を検討

⑥ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

- ・保護者が体罰に至ってしまった背景をアセスメントし、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制づくり

⑦ 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化

- ・こどもとその家族をアセスメントし、密に行政機関等と連携を取りながら、地域でこどもを見守る役割を担っていることを再認識。

2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・効果的な連携のために、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にし、各関係機関の方針の再確認と認識の統一
- ・虐待が起きている家庭ではその背景で配偶者への暴力も同時に起きている可能性があることを踏まえ配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化

② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・一時保護の開始・解除の決定の判断に当たっては、児童相談所はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切な判断

3 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・一定のリスクを有すると評価した事例について、転居や転園・転校の状況を把握して、必要な支援が継続できる仕組みづくりの構築

4 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・地方公共団体や医療機関、民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果の共有
- ・対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価

② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

- ・継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに常に児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断

5 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築

② 適切な支援につなげるための相談技術の向上

- ・児童虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施

6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

① 検証の積極的な実施

② 検証結果の虐待対応への活用

児童相談所の設置場所（関係機関の地図）②



児童相談所の設置場所【交通事情（鉄道、車）】③

■鉄道の運行状況（令和2年3月末現在）



■宮崎市内の代表的な鉄道駅・乗車人員（平成30年度）

駅	乗車人員(人/日)	駅	乗車人員(人/日)
宮崎	4,952	清武	575
南宮崎	1,891	宮崎神宮	537
佐土原	1,112	田野	520
宮崎空港	955	木花	362
日向住吉	904		

出典：平成30年度宮崎市統計

出典：「宮崎市地域公共交通網形成計画」

宮崎市の鉄道は、「宮崎駅」を起点として、南北、南西に伸びている。

車での移動時間（本庁舎及び各総合支所間）

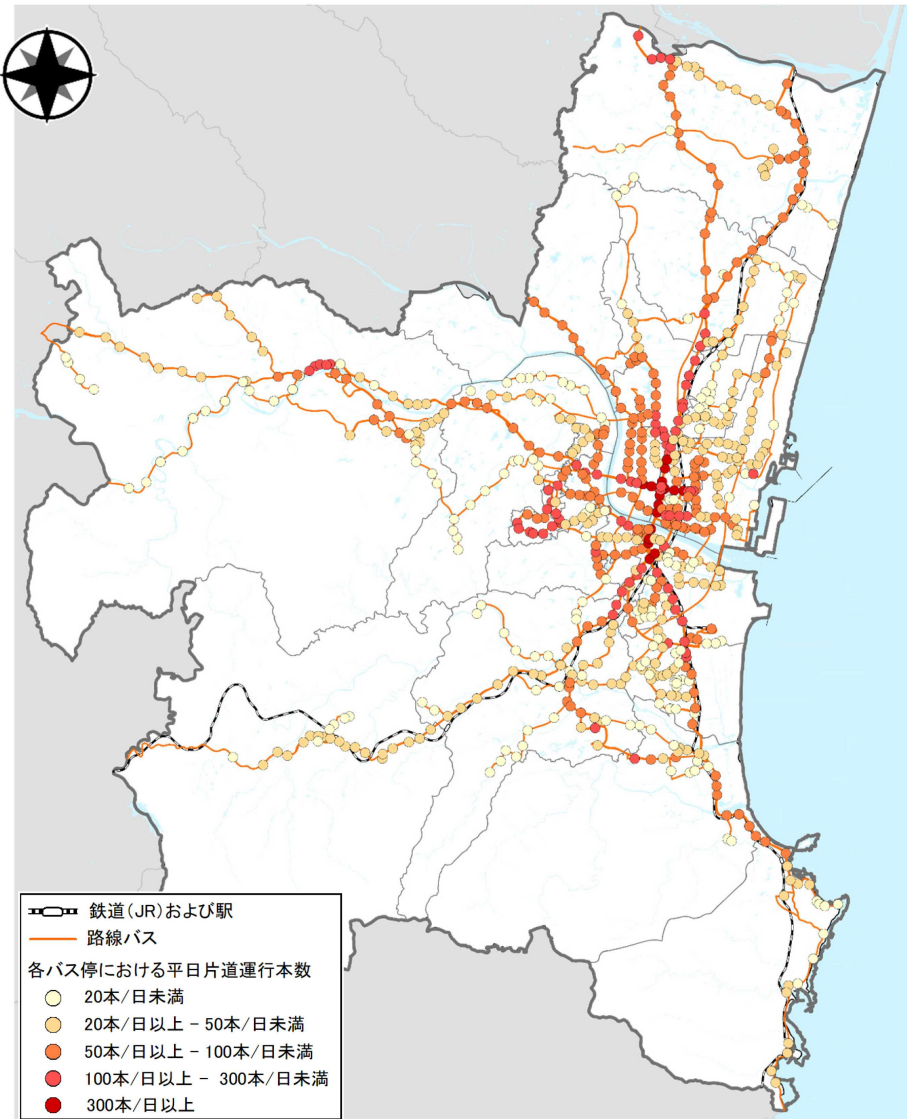
	本庁舎	佐土原	高岡	田野	清武	合計
本庁舎		32分	24分	31分	20分	107分
佐土原	32分		35分	52分	50分	169分
高岡	24分	35分		24分	26分	109分
田野	31分	52分	24分		16分	123分
清武	20分	50分	26分	16分		112分

【参考】児童相談所設置市の市域

	宮崎市	横須賀市	金沢市	明石市	奈良市
市域(km ²)	644	101	469	49	277

児童相談所の設置場所【交通事情（バス）】④

路線バスの運行本数（令和元年6月現在）



■市内路線バス停の乗車数（令和元年6月・平日分）

乗車数ベスト10(人/月)		乗車数ワースト10(乗車数0人/月は除く)	
宮交シティ	39,077	鬼子母神前（宮崎市）	2
橘通3丁目	32,742	余り田	2
宮崎駅	22,380	井上入口	2
橘通1丁目	17,765	上の野	2
橘通2丁目	12,346	流町	2
ボンベルタ橘前	11,750	児童公園前	1
宮交橘通支店前	10,462	コテージ前	1
山形屋前	10,181	ぼづる村入口	1
江平1丁目	6,010	上倉	1
イオンモール宮崎	4,877	花見工業団地入口	1

※このほか、乗車数0人/月のバス停が37箇所ある。

出典：宮崎交通提供データより作成

出典：「宮崎市地域公共交通網形成計画」

○路線バスの運行本数は、多くの系統が集中する宮交シティや橘通3丁目、宮崎駅などのバス停では、平日で1日300本以上のバスが運行している状況。

○路線バスのネットワークは市中心部から放射状に広がっているため、郊外に行くほど系統が分散し、運行本数は少なくなっている。

児童相談所の設置場所（望ましいエリア）⑤

● 法令上の要件

- ✓ 児童福祉法（第12条第2項 令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県（児童相談所設置市）が定めるものとする。

- ✓ 児童福祉法施行令（第1条の3 令和5年4月1日試行）

第1号 児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

（考え方）→行政機関が密集しているのは「橘通1丁目」から「宮崎駅」までのエリア

第3号 管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

（考え方）→公用車で現場に駆け付ける際には、中心部からであれば、旧町域への距離は大差ない。

（考え方）→公共交通機関を使う利用者にとっては、「宮崎駅」周辺が最もアクセスしやすい。

※上記要件を満たしたうえで、下記の要件にも加味して検討していきたい。

● その他の要件

- ✓ 利用者が来所しやすい場所であること
- ✓ 施設内の見下ろしを配慮し、高い建物が周囲に少ない敷地であること
- ✓ 建物だけでなく、駐車場や所庭などの屋外施設も余裕をもって配置ができる敷地であること。
- ✓ 屋外には、運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの遊び場があること

（出典 「児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究」 報告書）

児童相談所の設置場所（関係機関の地図）②

